

国立大学法人東京農工大学学長選考会議規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>国立大学法人東京農工大学 <u>学長選考会議</u> 規程</p> <p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 本学に置く <u>学長選考会議</u> (以下「選考会議」という。) に関して必要な事項は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 選考会議は、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国立大学法人法 <u>第10条3項</u> に規定する大学総括理事を置くことに関する事項。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(選考手続き)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>国立大学法人東京農工大学 <u>学長選考・監察会議</u> 規程</p> <p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 本学に置く <u>学長選考・監察会議</u> (以下「選考会議」という。) に関して必要な事項は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 選考会議は、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国立大学法人法 <u>第10条4項</u> に規定する大学総括理事を置くことに関する事項。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(選考手続き <u>等</u>)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 学長選考・監察会議は、法人法第11条の2の規定による報告を受けたとき、又は学長が法人法第17条第2項若しくは第3項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。</u></p> <p><u>3 学長選考・監察会議は、学長の職務の執行に関する通報を本学構成員等から幅広く受け付けるため、通報窓口を設置する。</u></p> <p><u>4 通報窓口職員を置き、監査室の職員をもって充てる。</u></p>	<p>国立大学法人法の改正に伴う改正</p> <p>通報窓口の設置に伴う改正</p>

附 則 (令和4年4月1日選規程第24号)  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。